

## 論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名 SREANG Sim

論 文 題 目 労災補償と損害賠償との関係——カンボジア・アメリカ・日本の比較から

論文審査担当者

主 査

名古屋大学大学院法学研究科教授	矢野昌浩
名古屋大学大学院法学研究科教授	中野妙子
名古屋大学大学院法学研究科准教授	佐藤康紀

## 論文審査の結果の要旨

## 1 本論文の構成と要旨

本論文のテーマは、「労災補償と損害賠償との関係——カンボジア・アメリカ・日本の比較から」である。本論文は、労災補償制度と損害賠償制度との関係を規定する条文がないカンボジアの法状況とそこに伏在する課題を背景として、カンボジアにおいて労災補償ではカバーされない損害の補填のために損害賠償請求を容認することの是非について、アメリカおよび日本における労災補償制度と損害賠償制度との関係についての比較検討から示唆を導くとともに、カンボジアにとって必要な制度提案を行おうとする比較法研究である。

序論では、カンボジアにおける問題状況、課題の設定、比較方法と比較対象国の設定が述べられる。カンボジアでは、労災補償に関する使用者の無過失補償責任が制定されたのちに、民法による損害賠償に関する規定が制定されたという経緯・特徴がある。これらの法律においては、労災補償と損害賠償との関係を規定する条文がなく、かつこの点に関する学説等も存在しないという紹介が最初に行われる。このような法状況であることから、カンボジアにおいて、被災労働者に労災補償に加えて使用者に対する損害賠償請求権を認めるべきかどうかの問題となるとされる。この問題を検討するために、労災補償制度と損害賠償制度との併存の可否とその根拠を明らかにするとともに、両制度の併存を認める場合にその調整は必要か、必要とすればどのように調整するかを明らかにするという課題が設定される。そのうえで、この課題を検討するために、労働者が労働災害を被ったときに、労災補償制度から補償給付を受けるのとは別に、損害賠償請求ができる国と、それが認められていない国の各制度を分析し、それぞれの制度を採用した根拠と理論的前提、さらにはそれにとまなうメリット・デメリットを考察するという方法が採用される。前者の「併存主義」をとる国のなかでは、イギリスと対比しつつ日本が、後者の「単一（救済）主義」をとる国のなかではドイツと対比しつつアメリカが選択される。その理由は、前者の選択に関しては、日本の民法がカンボジアの民法の母法であること、イギリスの労災補償制度の財源は全額公費負担であること、後者の選択に関しては、アメリカの労災補償制度がカンボジア法と類似点が多いこと、ドイツと異なり、適用対象に学生等が入っていないことなどが挙げられる。

第 1 章では、カンボジアの労災補償制度の歴史と法的仕組み、さらに実際の運用内容が整理され、労災補償とは別に損害賠償請求を認めることの必要性が述べられる。カンボジアでは、労災補償に関する現行の仕組みとして、1997 年制定の労働法により、使用者の無過失責任主義が採用された。2002 年には労働者社会保障法が制定され、使用者の無過失補償責任の社会保険化が行われた。その後、2019 年に社会保障法が制定され、労働者社会保障法に取って代わったが、その間に民法典が 2007 年に制定されたという経緯をたどる。労災保険制度の実際の運営を担うのは国家社会保障基金（NSSF）である。カンボジアでは、事故性労働災害について「労働をすることによってまたは労働をするときに生じる事故」と定義されているが、その解釈は国家社会保障基金に委ねられている。国家社会保障基金の決定例は公開されて

いないが、当該基金の労災審査課でそれを独自に入手して検討した結果として、同基金が「労働をするときに」の文言を「労働時間中」として解釈する一方で、「労働をすることによって」の文言を重視しておらず、業務起因性を考慮することなく労働災害の認定範囲を拡張していると評価される。以上の検討をふまえつつ、カンボジアにおいては法整備の歴史的な経緯からして、単一主義をとることも併存主義をとることも選択可能であるが、労災補償給付が労働者の生活を保障するうえで十分ではないこと、非財産的損害の賠償を対象としていないこと、労災保険料率についてメリット制が採用されていないため、使用者に労災発生防止のインセンティブが働かないことから、被災労働者等に損害賠償請求を認めるべきであるとの主張が提示される。

第 2 章では、アメリカの各州で採用されている、使用者に対する被災労働者等の損害賠償請求権を排除するという排他的な労災補償制度について、それが採用された背景と理由ならびに当該制度のメリットとデメリットが検討される。アメリカの各州では、被災労働者等を救済するために、使用者の過失を立証する必要のない、迅速かつ確実な補償ができる労災補償法が 1910 年代から制定されている。そこでは根強いコモンローの考え方が存在したために、無過失責任に基づく労災補償制度を利用する場合には、その代わりにコモンロー上の損害賠償請求権を放棄しなければならないという、いわゆる排他的な労災補償制度として立法が整備されている。そもそも、立法化当初は労災補償と損害賠償のいずれかを選択するというものであった。その理由として、労災について 1 つの補償しか受給することができないという、「1 つの訴権」という考え方が立法者に支配的であったこと、1911 年のモンタナ州最高裁判決により使用者に保険料拠出と損害賠償との二重払いを課すことは法の下での平等に反するとされたこと、当時モデルとされたドイツとイギリスの法律が損害賠償との併存を認めていなかったことが挙げられる。当初の制度は、それを導入する権限は使用者にあったため、事実上ほぼ使用されなかった。しかし、1911 年のニューヨーク州の工場火災事件をきっかけとして、労災補償制度は強制的排他的救済制度となった。この制度改変の実現にあたっては、労働者は過失を問わず補償を受給でき、使用者は損害賠償を免責されるという「壮大な妥協のバランス」の実現、訴訟の削減、コモンロー上の救済を残すことによる不確実性の解消といった点が理由とされている。このような強制的排他的労災補償制度について、使用者の負担軽減、訴訟件数の減少、労使関係の平和の維持といった点でメリットがあるとされる一方で、補償が十分ではない場合が生じるというデメリットがあると整理される。このため、判例では使用者に故意がある場合にはコモンロー上の損害賠償請求が認められたり、製造物責任法を使って製造業者に損害賠償を請求することが認められたりといった、例外に関する法理が形成されたことがさらに検討されている。

第 3 章では、日本において労災補償法が併存主義を採用した背景・理由、そのメリット・デメリットが検討されている。日本法が併存主義を採用している根拠として一般に指摘されているのは、労基法 84 条 2 項の調整規定である。同規定は、戦前の工場法 15 条の 2 第 1 項、鉱業法 80 条の 2 第 1 項、労働者災害扶助法 4 条の 2 (以上、1935 年制定)、さらに工場法施

行令4条1項(1916年制定)の規定を継承したものである。当時の帝国議会の議論を踏まえつつ、大審院判例が工場法に基づく使用者の扶助責任と損害賠償責任との重複を認めたことから、調整関係が法律上明確にされた、なぜ両制度の併存を認めるのかについては議論されていないが、扶助の水準が低く、かつ恩恵的な救済制度であったため、被災労働者等の救済として民法による損害賠償を認めたと理解できる、大審院は調整規定がないことから両者とも受給可能にしたと推測されるといった分析が行われる。そのうえで、現行法で併存主義が採用されている理由について、学説上の議論を整理して、労災保険給付が定型的な支給であり、完全な補償はされないこと、とくに精神的損害が補償されないこと、労災予防のインセンティブがあることが指摘される。これに対して、併存主義がもたらす問題として、労災補償・労災保険による給付と労災民訴による損害賠償との調整の問題、使用者の二重の負担からもたらされる保険利益の喪失の問題があるとされる。両制度の調整の問題については、とくに年金形式の場合に将来の保険給付も控除されるかという問題があり、学説上も議論され、下級審裁判例も対立していたが、最高裁は非控除説を採用した。1980年には立法的対応が行われ、使用者は年金の前払一時金(同改正による新設)の最高限度額までは損害賠償の支払いを猶予される一方で、前払一時金の最高限度額を超える部分の損害については、損害賠償の支払いをしなければならないが、その支払額の限度で年金のほうを支給を停止されることになった。しかし、この調整を超える部分では年金受給者は二重の利益を受けることや、損害賠償の事実把握の困難さから支給停止の実施が現実には難しいことから、調整問題は残存していると評価される。

第4章では、以上の検討を踏まえて、アメリカと日本の労災補償制度と損害賠償制度との関係についての法的仕組みのメリットおよびデメリットを考慮しながら、カンボジアにおいて適切と考えられる制度の選択がつぎのように考察される。まず、アメリカの法制度のメリットである訴訟件数削減の効果は、カンボジアにおける未処理訴訟件数の多さや裁判官・弁護士の人員不足からは好ましいものといえる。また、使用者に対して労働災害を原因とする損害賠償の免責を認めることは、その負担軽減に寄与し、海外からの直接・間接投資の促進にプラスに働きうる。さらに、労使紛争が増えるという懸念を未然に防ぎうる。たしかに、これらのメリットはカンボジアの現状にとって望ましいものであるかもしれない。しかしながら、これらの問題は単一主義をとることで解決できるものではない。その一方で、排他的な労災補償制度を採用することで直面するデメリットもあるとして、カンボジアの被災労働者に対して必要不可欠なのは十分な給付であることから、アメリカのように損害賠償請求が可能となるような例外の道を開く必要が生じ、その例外の範囲を議論しなければならない。これに対して、日本が採用している併存主義から生じるメリットである十分な補償や労災防止のインセンティブなどは、被災労働者等が最も望んでいることである。さらに、カンボジアにおける労災補償制度は、アメリカとは異なり、使用者の無過失責任主義との交換条件ではなく、憲法によって保障される社会保障制度確立の規定に基づいたものであるから、労災補償制度が存在することは損害賠償請求の否定の理由にならない。併存主義を採用することによって、労災補償と損害賠償との調整問題が発生することにはなるものの、民法の損益相殺の規定を適用す

ることで問題解決できないわけではなく、また履行猶予制度を設けることで使用者の二重の負担等の問題を避けることができる。

結論として、カンボジアでは、アメリカのような免責の規定や日本のような調整規定が存在しないからこそ、使用者に対する被災労働者等の損害賠償請求権を肯定する解釈も可能であり、それを否定する解釈も可能であるが、被災者保護の観点からみれば十分な補償が求められるため、現在のカンボジアにもっとも相応しい、しかも実施が容易であるといえるのは、日本型の併存主義であると指摘される。

## 2 論文に対する評価

### (1) 本論文の学術的寄与

以下では、博士（比較法学）の課程博士論文の判定基準、すなわち、(A)「アジア法整備支援」に関わる実務的・理論的課題の発見・解決に貢献していること、(B)主として比較法学的・比較政治学的手法によること、(C)母国の問題を取り扱うため、一次資料として主として母語によるものを用いるとしても、英語・日本語等母語以外の言語を用いて関連の研究動向を分析しており、それを前提に議論を進めていること、(D)問題設定が明確であり、設定した問題に対する自分なりの回答が出されていること、(E)従来の研究と比較して独自性が認められること、(F)論理的に堅固であり、予想される批判に対する回答が用意されていることを前提にして、本論文に対する評価を述べる。

本論文は、1989年の憲法改正により自由主義経済への舵をきり、1993年の統一選挙を境に本格的な市場経済化へと向かったといわれるカンボジアにおいて、市場経済化のなかで労働法等が整備されたが、とくに工業化のなかで生じる労働災害に対して被災労働者等への補償が十分行われていないという問題を解決するために、労災補償制度と損害賠償制度との関係が対照的なアメリカと日本の法的仕組みを比較検討し、得られた知見に基づいてカンボジアの労災補償制度と損害賠償制度との関係についての提案を行うものである。アジアの市場経済移行国における法制度の理論的課題の解決を試みるものであって、アジア法整備支援にかかわる論文である（基準Aの充足）。また、労災補償と民事損害賠償の関係を軸に、カンボジア・アメリカ・日本の労災補償制度を比較検討し、母国の問題解決のための提案を導くもので、オーソドックスな比較法的手法による研究である（基準Bの充足）。

本論文では、母国の制度研究については母語であるクメール語の資料も用いられているが、アメリカ法については英語、日本法については日本語の文献を用いて、各国の法制度や裁判例、学説の研究・分析がなされており、それを前提として議論が進められている（基準Cの充足）。また、労災補償と民事損害賠償を併存させるべきか否か、併存させる場合にどのように調整するべきかという問題設定は明確である。アメリカおよび日本の労災補償法と損害賠償法および両者の関係について比較法的な分析から当該課題を検討したうえで、カンボジアでとるべき法的解決策を提案しており、設定した問題に対する自分なりの回答が出されているという（基準Dの充足）。

本論文の独自性について述べると、カンボジアでは労災補償法を含む労働法学の研究はいまだ少なく、本論文はカンボジアの労働法学の発展にとって重要な貢献となる。日本およびアメリカの労災補償法のそれぞれについては様々な先行研究があるが、カンボジア、日本、アメリカの3か国の労災補償法を詳細に比較検討した研究はおそらく先例がない。カンボジアについては、文献資料が少なく、裁判例も公開されていないなかで、国家社会保障基金の決定例を自分で収集し、分析するといった工夫をしている。損害賠償制度との関係についても、資料がまったく存在しないなか、民法と労働法の立法史を遡ることで自分なりの解釈を導いている。アメリカについては、労災補償法が原則として損害賠償を排除することについて、その表面的な結論を見るだけでなく、立法史や判例を遡ることにより、なぜそうなっているのかという理由を見つけようとしている点が高く評価できる。日本について、そもそもなぜ戦前の工場法などにおいて損害賠償と労災補償の併存を認めたのかという点につき、帝国議会の議事録を調べるなど、これまでの日本の学説でも明らかとされていなかった点を調査した点でも、独自性が認められる。いずれの国についても丹念に調査しつつ、歴史研究を通じて把握された労災補償法の基本的性格・役割に立ち返って、各国の労災補償法の内容や構造を分析するという本論文には、十分に独自性が認められる（基準Eの充足）。

本論文は、冒頭で各国の法制度を評価するための2つの類型（単一主義と併存主義）を明示して、各類型からカンボジアとの比較に相応しい国としてアメリカと日本をそれぞれ選択し、両国で当該立法政策が採用された理由を歴史的に検討したうえで、その理由との対比でカンボジアの現状のなかで労災補償に期待される役割を明確にしつつ、カンボジアにおける法選択（いずれの類型が望ましいのか、その選択にともなう問題をどのように解決するか）を提案している。3か国の法的仕組みを横断的・包括的に扱う一方で、分析の枠組みが一貫しており、全体の構成もよくまとまった体系的な研究となっている。労働法の研究であるが、社会保障法・民法にもまたがる難しいテーマを手堅くまとめているといえる。カンボジアにおける法選択に関する本論文の提案も、各法類型のメリット・デメリットとされるものの検討とカンボジアの現状を踏まえて、日本の労災補償法ですでにとられている解釈や制度を採用しようとするもので、論理的かつ現実的な提案となっている。当然のことながら、併存主義という提案には単一主義の立場からの批判も予想されるところであるが、各法類型のメリット・デメリットを比較検討されているだけに、ありうる批判も十分に押さえたうえで、それに対する反論も明確に意識されて提案が述べられており、批判に対する自分なりの回答が用意されている（基準Fの充足）。

## (2) 本論文の問題点とそれに対する評価

一方で、本論文の問題点としては、以下のような点を指摘することができる。

第一に、アメリカでは単一主義をとるからといって労災補償の給付水準が高いわけではないとの事実を強調し、そのことを理由として、併存主義をとるか単一主義をとるかは給付水準に直接関係ないとの興味深い指摘が行われるが（第4章）、アメリカではそもそも社会保障制

度が貧弱であることから、このような指摘が単純に可能なのか、他の社会保障給付の水準などとも比較する必要があるのではないかという疑問が指摘できる。第二に、併存主義を採ったうえで年金給付の将来分をどのように調整するかについては、日本でも現行の調整制度の運用には困難を抱えていることから、控除説をもう少し積極的に検討してもよかつたのではないかの指摘も可能であろう。第三に、日本の労働法、社会保障法、民法の学説の議論が丁寧にまとめられ、裁判例もよく調べられているが、日本では併存主義は戦前から認められており、年金給付の将来分との調整それ自体についても 1977 年・1993 年の最高裁判決で結論がだされていることから、引用されている文献や裁判例が古いものにやや偏っている点が指摘できる。しかし、これらの点については、著者が英語および日本語の法律文献を正確に読解し、分析する能力を有することから、今後のさらなる研究の進化に期待したい。

第四に、「単一主義」対「併存主義」という基底的な枠組みについて、とくに単一主義を採用する国のなかからアメリカを比較対象国として選択し、アメリカ法が単一主義を採用するに至った理由を深く考察することで、アメリカ法に固有と思われる事情が強調されるに至ると、このような歴史的経緯をもとに抽出された当該制度のメリットとされるものを、単一主義のメリットとしてどこまで一般化できるのかという疑問が生じる。

以上のように、本論文にはいくつかの問題点が残るものの、予想される批判に対しては一定の反論が用意されており、また、カンボジアの労災補償制度の現状と実際の運用から自身の主張を一定程度理由づけることができている。したがって、上述した問題点は、本論文に対する評価を覆すものではない。

### 3 結論

以上の判断に基づき、審査委員会は、全員が一致して、本論文が名古屋大学大学院法学研究科の課程を経た博士（比較法学）の学位を授与するに相応しいものであるとの結論に達した。